



臨時特別給付金のご案内

ID 1014571 問 ひとり親世帯臨時特別給付金電話相談窓口 (☎514-8912)



新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

1. 基本給付 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などへの給付※1

対象 以下、①～③のいずれか

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等※2を受給中で、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※3 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります

給付額 1世帯当たり5万円。第2子以降1人につき3万円 申請方法 ①申請不要 ②8月1日(出)から〒191-8686日野市役所2階子育て課へ必要事項を記入した申請書と添付書類を郵送または持参 振込先 ①原則児童扶養手当の指定口座 ②③申請書に記載された振込口座 その他 ①7月下旬～8月上旬に給付金を支給②③以下のフローチャートや市HP、厚生労働省HPなどの情報のご確認を

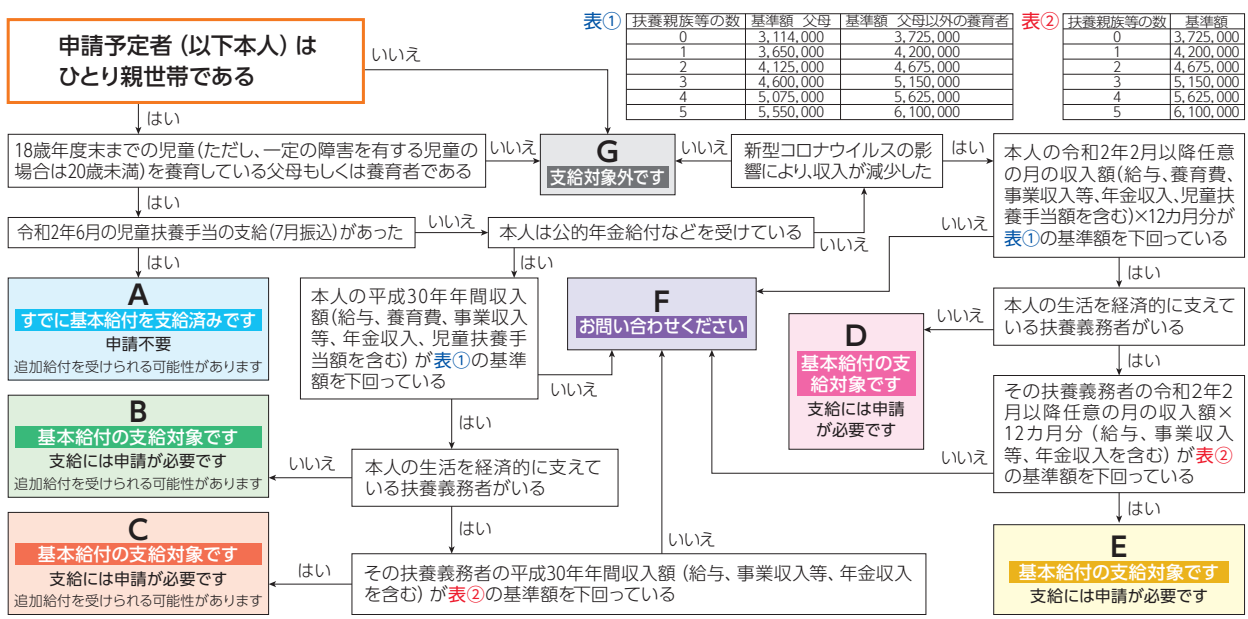
2. 追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

対象 「1.基本給付」の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

給付額 1世帯5万円 申請方法 8月1日(出)から〒191-8686日野市役所2階子育て課へ申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参 振込先 申請書に記載された指定口座

3. 給付金対象者フローチャート

以下のフローチャートB～Eに該当する方は申請が必要です。必要書類は市HPからダウンロードしてください。また、児童扶養手当受給者などにはお知らせを別途送付しますので、併せてご確認ください。



表① 扶養親族等の数 基準額 父母 基準額 父母以外の養育者

0	3,114,000	3,725,000
1	3,650,000	4,200,000
2	4,125,000	4,675,000
3	4,600,000	5,150,000
4	5,075,000	5,625,000
5	5,550,000	6,100,000

表② 扶養親族等の数 基準額

0	3,725,000
1	4,200,000
2	4,675,000
3	5,150,000
4	5,625,000
5	6,100,000

フローチャート結果

【基本給付】提出書類一覧		追加申請	【基本給付】提出書類一覧		追加申請
A	なし	可	・(家計急変者) 申請書【基本給付】 ・(家計急変者) 収入額の中立書(申請者本人用)	D	不可
B	・(公的年金等受給者) 申請書【基本給付】 ・(公的年金等受給者) 収入額の中立書(申請者本人用) ・中立書の内容が確認できる書類(給与明細、売上台帳など) ・申請者本人確認書類の写し ・受取口座が確認できる書類の写し ※児童扶養手当の支給要件が確認できる書類(戸籍謄(抄)本)	可	・家計の急変が確認できる書類(給与明細、売上台帳など) ・申請者本人確認書類の写し ・受取口座が確認できる書類の写し ※児童扶養手当の支給要件が確認できる書類(戸籍謄(抄)本)	E	不可
C	・(公的年金等受給者) 申請書【基本給付】 ・(公的年金等受給者) 収入額の中立書(申請者本人用) ・(公的年金等受給者) 収入額の中立書(扶養義務者用) ・中立書の内容が確認できる書類(給与明細、売上台帳など) ・申請者本人確認書類の写し ・受取口座が確認できる書類の写し ※児童扶養手当の支給要件が確認できる書類(戸籍謄(抄)本)	可	以下お問い合わせください ひとり親世帯臨時特別給付金電話相談窓口 (☎514-8912)	F	

※すでに育児手当や障害手当、特別児童扶養手当で支給要件が確認できている場合、児童扶養手当の支給要件が確認できる書類(戸籍謄(抄)本)は省略できます